

那覇市立小学校及び中学校における  
医療的ケア実施に関するガイドライン

令和6年2月

(令和7年2月一部改訂)

那覇市教育委員会

## 目 次

1 趣旨	P.1
2 基本的事項	P.1
3 学校において医療的ケアを実施する意義	P.1
4 医療的ケアの対象者	P.1
5 医療的ケアの実施者	P.2
6 医療的ケアの実施場所	P.2
7 看護師等の配置又は派遣時間	P.2
8 校外学習への対応	P.2
9 医療的ケア実施可否の決定	P.2
10 医療的ケアの実施体制構築に向けた役割	P.2
(1) 教育委員会の役割	
(2) 医療的ケア実施校の役割	
(3) 保護者の役割	
11 医療的ケア実施までの手続きの流れについて	P.4
(1) 新規の手続き	
(2) 継続・変更の手続き	
12 緊急時の対応	P.5
13 災害時の対応	P.5
14 医療的ケア実施におけるヒヤリハット・アクシデント事例の対応について	P.6

# 那覇市立小学校及び中学校における医療的ケア実施に関するガイドライン

## 1 趣旨

医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするために、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「支援法」という。）が令和3年6月に成立し、同年9月に施行されました。この法律では、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行うに当たっては、医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要である、とその基本理念が示されています。

この「那覇市立小学校及び中学校における医療的ケア実施に関するガイドライン」は、支援法の趣旨を踏まえ、医療的ケア児が健康で安全な学校生活を送ること、保護者負担の軽減を図ること、医療的ケア児の自立促進を図ることを大きな目的とし、那覇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、看護師等を配置又は派遣し医療的ケアを実施するために必要な事項を定めるものです。

## 2 基本的事項

支援法では、「医療的ケア」とは「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされています。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射等の医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされています。

学校で行われる医療的ケアは、よりよい状態で教育が受けられるようにするためのケアであり、保護者が医師の指導を受けて日常的に家庭で行っているケアの範囲で実施するものとします。

## 3 学校において医療的ケアを実施する意義

文部科学省は、学校において医療的ケアを実施する意義について、「学校は、児童生徒が集い、人と人との触れ合いにより人格の形成がなされる場であり、学校における教育活動を行う上では、医療的ケアの有無にかかわらず、児童生徒の安全の確保が保障されることが前提である。こうした観点から学校における医療的ケアの実施は、医療的ケア児に対する教育面・安全面で、大きな意義を持つものである。具体的には、医療的ケア児の通学日数が増加し、日々の授業の継続性が保たれることで、教育内容が深まったり、教職員との関係性が深まったりするなどの本質的な教育的意義がある。」（「学校における医療的ケアの今後の対応について」平成31年3月20日文部科学省通知より）と示しています。

教育委員会は、医療的ケアを実施する意義を踏まえ、上記「1 趣旨」でも記述したように、医療的ケア児の安全・安心な教育環境の確保、保護者の負担軽減、及び医療的ケア児の自立促進を図るため、学校における医療的ケアの実施を推進し充実させていきます。

## 4 医療的ケアの対象者

医療的ケアの対象者は、那覇市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒で、保護者から医療的ケア実施の依頼があり、主治医の指示のもと、教育委員会が実施可能と認めた者とします。

## 5 医療的ケアの実施者

医療的ケアは、教育委員会が配置又は派遣する看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）が実施します。実施にあたっては、直接行為を行う看護師等を中心に、教職員と保護者が連携、協力して進めることとします。

## 6 医療的ケアの実施場所

医療的ケアの実施場所は、学校運営面、医療的ケア児の安全管理・衛生管理の面を考慮し学校長が定めるものとします。その際、医療的ケア児や保護者の意見及び看護師等の意見を参考に決定するものとします。

## 7 看護師等の配置又は派遣時間

看護師等の配置又は派遣時間は、学校の教育課程の範囲内で教育委員会が学校長、保護者、主治医等の意見を聞いて決定します。

ただし、教育委員会が看護師の確保ができなかった場合や教育委員会又は学校長が保護者の付添いが必要と認めるときは保護者が対応するものとします。

## 8 校外学習への対応

医療的ケア児の校外学習の参加にあたっては、事前に、校長、保護者、看護師等が協議し、安全かつ安心に医療的ケアを受けられる場所を確認したうえで実施することとします。

なお、校外学習や遠足などは、医療的ケアの実施（看護師等の派遣）が困難な場合があり、その場合は保護者が対応することになります。

（宿泊を伴う行事については保護者が対応するものとします。）

## 9 医療的ケア実施可否の決定

医療的ケアの実施可否の決定は、保護者から提出された「医療的ケア依頼書」及び「医療的ケア指示書」に従って、教育委員会が設置する医療的ケア連絡協議会で協議を行い教育委員会で決定します。

## 10 医療的ケアの実施体制の構築に向けた役割

### (1) 教育委員会の役割

教育委員会は、医療的ケア児に関わる関係者（教育委員会・学校・保護者・主治医等）が相互に協力し、それぞれの分担を實踐できる体制を整備し、安全を確保するために十分な措置を講ずることとします。

①医療的ケア実施に関するガイドライン等の策定、改訂

②医療的ケア連絡協議会の開催

教育委員会は、学校関係者や医療関係者、医療的ケア児等コーディネーター、保健・福祉・保育等の行政関係者など、必要に応じて招集する者で構成する連絡協議会を開催します。

本協議会において、学校における医療的ケアの内容、対象者の確認、実施可否の検討を行います。また、ヒヤリハット事例の共有を行い、ガイドラインの見直しや医療的ケア実施に係る課題についての意見を聴取し協議を行います。

③医療的ケアを実施する看護師等の確保(直接雇用や委託)

④医療的ケア実施校の支援

教育委員会は、円滑な医療的ケアが実施できるよう、実施校の「医療的ケア校内委員会」の開催や医療的ケアに関する体制整備などについて支援していきます。また、学校職員を対象に医療的ケア児に対する理解や支援に関する研修や相談・指導等を実施していきます。

⑤医療的ケア児・保護者の支援

教育委員会は、医療的ケア実施について、医療的ケア児・保護者に対して情報提供を行い、相談業務等を実施していきます。

⑥早期からの支援(関係部局との連携・情報共有)

教育委員会は、関係部局等と連携し、保護者の理解と協力のもと、就学前の認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校との間で、医療的ケア児に関する情報共有が確実かつ円滑にできるような体制を整備し、就学後の円滑な医療的ケアの実施につなげるよう努めていきます。

## (2) 医療的ケア実施校の役割

学校は、本ガイドラインの内容を踏まえ、医療的ケア児の安全確保に十分に留意し学校内における医療的ケアに関する体制整備に努める必要があります。

①医療的ケア校内委員会の開催

校長は、本ガイドラインなどにに基づき、校内で組織的に安全かつ適切な医療的ケアを実施することができるようにするため、学校関係者、学校医、看護師等など、必要に応じて招集する者で構成する医療的ケア校内委員会を開催します。

なお、類似の会議体(保健委員会等)がある場合は、その会議体に医療的ケア校内委員会の機能を持たせることができます。

②各教職員(看護師等含む)の役割分担や連携体制の構築

校長は、医療的ケア実施にあたって教職員(看護師等含む)の役割分担や連携体制を構築します。

養護教諭は、医療的ケア実施に係る学校内の連絡及び調整を、学級担任や看護師等と連携して行います。

学級担任は、学校生活全般において、医療的ケア児の健康状態を把握し、校長、養護教諭その他関係職員、看護師等、保護者と連絡を密に取り、安全確保に努めます。

看護師等は、保護者、主治医、学校と連携をとりながら、医療的ケア児の健康状態を適切に把握し、主治医の指示書に基づいた医療的ケアを実施します。

③保護者、医療機関等との連携体制の構築

④緊急時・災害時の体制整備

⑤医療的ケアに係る文書の管理

校長は、医療的ケアに係る文書を保存します。保存期間は、医療的ケア児が卒業後又は転出後5年間とします。

## (3) 保護者の役割

学校における医療的ケアの実施に当たっては、保護者の理解と協力が不可欠です。学校

内での医療的ケアに関することすべてを看護師等に任せるということではなく、医療的ケア児の安全・安心確保のためにも、学校・主治医・看護師等・教育委員会と連携・協力することが必要となります。

- ①学校における医療的ケアの実施体制と責任を分担することの理解
- ②学校との連携・協力
- ③緊急時の連絡手段の確保
- ④定期的な医療機関への受診(主治医から適切な指示を受ける)
- ⑤健康状態の報告
- ⑥医療的ケアに必要な医療器具等の準備・点検・整備
- ⑦緊急時の対応
- ⑧学校と主治医の連携体制の構築への協力

## II 医療的ケア実施までの手続きの流れについて

医療的ケアを実施するにあたっては、当該児童生徒の障がいの種類や程度、医療的ケアの内容等を、保護者、学校、教育委員会の三者で情報を共有し連携して手続きを進めていく必要があります。

以下、手続きの流れについて示します。

なお、教育委員会の担当課は学校教育課とします。

### (I) 新規の手続き

#### ①医療的ケアの利用に関する相談

教育委員会は、保護者から医療的ケア児の相談を受け付け、保護者に対し医療的ケア実施に係る条件等の十分な説明を行い、ケアの内容、緊急時等の対応などについて、共通理解を図ります。その際、必要に応じて当該医療的ケア児の在籍する学校長を同席させるなどして三者での情報共有、共通理解を図ります。

#### ②医療的ケア実施申請

保護者は、主治医の承諾を得て、「医療的ケア実施申請書」を教育委員会に提出します。その際、主治医により作成された「医療的ケアに関する主治医意見書及びケア指示書」を添付します。

※主治医による文書作成に関わる経費については、保護者負担とします。

#### ③医療的ケア連絡協議会の開催

教育委員会は、医療的ケア連絡協議会を開催し、申請のあった医療的ケア児に対する医療的ケアの実施の可否について協議します。

#### ④医療的ケア実施可否の通知

教育委員会は、医療的ケア連絡協議会の協議結果を踏まえ、医療的ケア実施の可否を決定し、「医療的ケア実施通知書」を保護者及び校長に送付します。

#### ⑤医療的ケア実施の承諾

「医療的ケア実施通知書」により、医療的ケアの実施が可能であるとの通知を受けた保護者は、医療的ケア実施についての「医療的ケア実施同意書」を教育委員会に提出します。

#### ⑥医療的ケアの実施体制、実施内容の確認

教育委員会は、保護者、校長及び教育委員会が配置又は派遣する看護師等と医療的ケアの実施体制及び医療的ケアの内容について確認します。

#### ⑦医療的ケアの実施

看護師等は、主治医からの指示書に基づき医療的ケアを実施します。

### (2) 継続・変更の手続き

学校での医療的ケア実施については、児童生徒の健康状態等を勘案し、毎年度手続きを行う必要があります。また、年度の途中において医療的ケアの内容に変更があった場合にも手続きが必要となります。

その際、保護者と教育委員会間の書類の授受は学校を経由して行うものとします。

## 12 緊急時の対応

学校は、緊急時対応が必要となる場合の対応策について、保護者と関係者（教職員、主治医、看護師等を含む）との共通理解を図ります。

緊急時の対応として医療的ケア児個々の緊急対応時マニュアル（緊急連絡システム等）を作成します。なお、緊急時対応マニュアルに記載すべき内容は次のとおりとします。

- ①医療的ケア児の名前、学年、保護者氏名、住所、電話番号及び緊急連絡先
- ②予想される緊急時の状態変化、対応
- ③関係者の役割
- ④校長及び教頭、学級担任不在時の対応
- ⑤緊急時搬送病院の名称及び電話番号
- ⑥主治医の名前及び連絡先
- ⑦その他、校長が必要と認める事項

## 13 災害時の対応

災害が発生した場合、基本的には迎えにきた当該医療的ケア児の保護者に引き渡しが行われませんが、医療的ケア実施校では、災害時にも医療的ケアが実施できるよう、医療的ケア児の状態に応じて、医薬材料や医療器具、非常食等の準備及び備蓄について、あらかじめ保護者との間で協議をしておきます。また、停電時の対応についても保護者との間で事前に確認しておくことが必要です。

なお、災害発生時の避難計画については、必要に応じて医療的ケア児個別の避難計画を作成します。

## 14 医療的ケア実施におけるヒヤリハット・アクシデント事例の対応について

学校は、事故やヒヤリハット事例が発生したときは、速やかに応急措置を講ずるとともに、その状況を教育委員会に直ちに報告し、後日、「医療的ケア実施におけるヒヤリハット・アクシデント報告書」により教育委員会に報告します。

学校は、重大な事故を未然に防止することを目的として、事故やヒヤリハットの原因について分析し、防止策を検討した上で必要な対策を講じます。

「医療的ケア実施におけるヒヤリハット・アクシデント報告書」については、ほかの職員にも情報共有し、学校全体で再発の防止に取り組みます。

教育委員会は、ヒヤリハット・アクシデント事例の調査分析を行い、必要に応じてガイドラインの見直しや医療的ケア実施に係る課題についての意見を聴取し協議を行います。

#### 付 則

- 1 このガイドラインに定める医療的ケアに関し必要な様式等は別に定めます。
- 2 このガイドラインに定めるもののほか、学校における医療的ケアに関し必要な事項は別に定めます。
- 3 このガイドラインは、令和6年4月から実施します。ただし、「II 医療的ケア実施までの手続きの流れについて」の手続きや学校における体制づくりについては、準備行為として事前に行うことができるものとします。なお、喀痰吸引・経管栄養（いわゆる「特定行為」に該当するケア）等の医療的ケアについては、医療的ケア連絡協議会が開催されるまでの間、主治医及び看護師等の助言を得た教育委員会が学校長と協議して実施の決定をすることができるものとします。

#### 付 則（令和7年2月14日改訂）

改訂後のガイドラインは、令和7年4月から実施します。